

宮城県大和町に移住しませんか！

空き家住宅購入支援事業

最大40万円を交付



補助金額



区分	種別	補助の区分及び金額		要件等
		転入	転居	
基礎額	空き家及びその土地の取得	30万円	15万円	事業費の5%が基礎額に満たない場合はその額とする
加算額	空き家バンク加算	10万円	10万円	空き家バンク活用時
全体上限額		40万円	25万円	

※1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。

 **随時相談受付中！**

 **QRコードからHPにアクセス！**

問い合わせ先

大和町まちづくり政策課
〒981-3680
宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
TEL：022-345-1115（直通）
FAX：022-345-4852



大和町空き家住宅購入支援事業	
内 容	空き家の利活用及び町内に定住する意思のある者が、建築後 20 年を経過した空き家及びその土地を購入した際に補助金を交付します。
対象区域	宮床地区・吉田地区・鶴巣地区・落合地区（市街化区域を除く）
補助対象者の要件	■補助対象者は、以下のいずれにも該当する方が要件となります。 (1) 補助対象区域内に建築されてから 20 年以上経過して、現に居住していない空き家及びその土地を取得した方 (2) 空き家住宅で居住するために転入又は町内転居した方 ※転入とは、町外に継続して 2 年以上居住していることを要件とする ※転居とは、前住地に継続して 2 年以上居住していることを要件とする (3) 大和町に定住意志のある方 (4) 地域行事（コミュニティ活動）への参加及び協力意志のある方 (5) 世帯内に、暴力団員がいない方 (6) 世帯全員に、過去 3 年間町税等の滞納がない方 (7) 過去に、この補助金の交付を受けたことがない方
補助対象事業の要件	■補助対象事業は、以下のいずれにも該当することが要件となります。 (1) 申請者が空き家及びその土地を購入し、引き渡しを受けたこと (2) 空き家取得後 1 年以内に世帯全員が当該住宅地に住民登録をすること (3) 事業費が 200 万円以上であること（土地取得費用を含む） (4) 当該住宅に 5 年以上居住すること (5) 1 住宅で 1 度のみの補助とする (6) 1 人 1 回限りの補助とする
申請書類	(1) 大和町空き家住宅購入支援事業補助金交付申請書及び実績報告書（様式第 1 号） (2) 空き家取得等に係る売買契約書の写し (3) 対象空き家の位置図 (4) 対象空き家の写真及び図面等 (5) 事業に要した代金の支払いを確認できる書類の写し (6) 建物（対象空き家）及び土地の登記事項証明書（全部事項証明） (7) 世帯全員分の町税等の滞納がないことの証明書（直近 3 年度分） (8) 同居する世帯全員分の住民票の写し（世帯主との続柄が表示のもので本籍は不要） (9) 誓約書兼同意書（様式第 2 号） (10) 上記のほか、町長が必要と認める書類 ※申請に係る書類の審査及び現状調査を行い交付の可否を決定します。
申請期間	居住または空き家取得のいずれか早い日から 1 年以内に申請

【申請の流れ】

